

【1】統計的処理に関する凡例

[0] 本稿は、上に紹介した3つの事例集である「年齢記事一覧」の内、年齢を明示する資料をライフステージ毎にまとめ、その平均と最頻値とを求め、これに「古典インド法典類の年齢記事一覧」などをもとに若干の考察を加えたものである。この作業を行うにあたっての基本的な方針は以下のとおりである。

[1] 文献について

[1-1] 本稿でいう「原始仏教聖典 (A 文献)」と「後期原始仏教聖典 (B 文献)」の区別の仕方は、上記資料集である「年齢記事一覧」の区別の仕方と若干の相違があるので注意されたい。すなわち【資料集 1-2】の「原始仏教聖典資料の年齢記事一覧 [II]」の材料としたものはここにいう「原始仏教聖典 (A 文献)」に相当するが、この中には *Apadāna* や『根本説一切有部律』の年齢記事も含めた。しかしながら本総合研究の基本的資料観はこれらを含めてアッタカターや本縁部経典などを中心とする「後期原始仏教聖典」として扱っているため、本稿ではこれらを「後期原始仏教聖典 (B 文献)」に移し替えた。

すなわち、本稿でいう「原始仏教聖典 (A 文献)」および「後期原始仏教聖典 (B 文献)」は、以下のようになる。

A 文献：パーリの5ニカーヤ⁽¹⁾と漢訳の四阿含⁽²⁾および『別訳雑阿含』、ならびにこれらの単訳経典⁽³⁾、パーリ律とそれに相応する漢訳律蔵⁽⁴⁾

B 文献：パーリの *Apadāna* と *Jātaka-aṭṭhakathā*⁽⁵⁾、漢訳の『根本説一切有部律』⁽⁶⁾と大正新脩大蔵経の第3、4巻に収められる『本縁部』経典

(1) *Dīgha-Nikāya* (以下 DN. と略する)、*Majjhima-Nikāya* (MN. と略する)、*Saṃyutta-Nikāya* (SN. と略する)、*Aṅguttara-Nikāya* (AN. と略する)、*Khuddaka-Nikāya* の *Dhammapada*、*Udāna*、*Suttanipāta* の5ニカーヤ。また梵文 '*Mahāparinirvāṇasūtra*' を補う。

(2) 『長阿含』、『中阿含』、『雑阿含』、『増一阿含』の四阿含。

(3) 白法祖訳「仏般泥洹経」、失訳「般泥洹経」、法顯訳「大般涅槃経」など。

(4) 『四分律』、『五分律』、『十誦律』、『僧祇律』。

(5) ただし、*Nidāna-kathā* を含まない。

(6) 『根本説一切有部律』の因縁譚には数多くの説話が含まれているが、【資料集 1-2】では原則として過去世の物語は原始仏教聖典資料からほど遠いとして除外していた。この点を含め、本資料集のB文献が網羅的でないことを諒とされたい。

[1-2] なお本稿ではパ・漢の傾向を見るために、A文献・B文献ともにパーリ資料と漢訳資料に区別した。すなわち資料数を表す際に次の4つ、すなわち、(1) A文献のパーリ資料、(2) A文献の漢訳資料、(3) B文献のパーリ資料、(4) B文献の漢訳資料に分類したということである。もちろんその総計を示してあることはいうまでもない。ただし資料集が少ないため、考察においてはこの区別はそれほど生かされていない。

[2] 年齢に関する基礎資料について

[2-1] 同じ分類中の資料においては、同一の人物の同じライフステージを示す年齢が同

年齢であった場合、資料が複数あっても1つに取りまとめ、1件として扱った。例えば漢訳のB文献資料の中にはシッダッタ（悉達多）太子の結婚を17歳とする資料が4件、16歳、19歳、20歳とする資料がそれぞれ1件存するが、本稿では4件ある17歳結婚資料も1件として処理するということである。これは結婚年齢の平均値や最頻値に偏りができることを避けるための処置であるが、釈尊の伝記を考えると時には、資料数の多い17歳が尊重され、他の16歳、19歳、20歳は捨てなければならないこともありうることはいうまでもない。本稿はあくまでも平均値や最頻値を出すことを主眼においたものであることをご認識いただきたい。

[2-2] 平均値および最頻値を求めるために用いた元資料を、A文献資料とB文献資料とに分け、おのおのに通番を付し、インデックスとして「人名／性別／属性／年齢」の順に掲げておいた。通番は〈〉内に付し、B文献は斜体〈〉を用いた。

なおインデックスの下には、その典拠となった出典と記事を示した。パーリは原則として趣意をとったが、漢訳は原文の相当箇所をそのまま示した。例えば就学にしても、さまざまな表現がなされ、はたしてこれを就学と理解してよいかと迷うことも多いからであり、読者の皆さんご自身に検証していただきたいという気持ちからである。

[2-3] 同じ分類中の資料の中であって、同一人物の同じライフステージ項目でありながら年齢についての異伝承がある場合、それがわかるように、人名の後ろに①、②、……等の修飾数字を付しておいた。例えば、シッダッタの「学業の修了」年の場合、10歳、12歳、16歳、17歳時での4つのインデックスが存在する。その場合、「シッダッタ①／男／クシャトリア／10歳」、「シッダッタ②／男／クシャトリア／12歳」、……というように示した。もちろん統計的処理としてはおのおのの年齢において1件（度数）としてカウントした。

[3] 曖昧な年齢表記の特定について

[3-1] 「年向八歳九歳時」あるいは「10歳もしくは12歳」というように、2つの数字を並記して概数を表す場合は、これを平均して8.5歳あるいは11歳とした。

[3-2] ただし年齢記載のある資料は、その実、非常にパターン化しており、「八歳九歳」と表現された場合、8歳や9歳という数字にこそ意味があるのであろうと思われる。そこで、度数分布表では上記のように平均を掲げたが、これに注をし、ヒストグラム（柱状グラフ）では8歳、9歳をそれぞれ0.5件（度数）とカウントしてこの数字を生かすように努めた。最頻値をみる場合、この方が理にかなっていると思われたからである。

[3-3] また、不特定多数の再生族（クシャトリア・バラモン・ヴァイシャ）の女性たちの結婚適齢期の資料として、「年十四五十六」、「15歳もしくは16歳」とあるような場合は、平均や中央値でなく、それぞれの年齢でしばしばありうることとして、それぞれの年齢においてインデックスを割り当て、1件（度数）としてカウントした。

[3-4] 同一の人物であっても、初め8歳で結婚を勧められて断り、28歳の時になった時に改めて勧められたが断ったという場合がある。ここには早婚・晩婚それぞれの結婚年齢幅が見て取れる資料として、8歳および28歳をそれぞれ1件（度数）としてカウントした。

[3-5] 年齢幅のある12歳から17歳の17人の少年の集団（十七群童子）を資料対象とした場合、最年少である12歳の少年を1件（度数）、17歳の最年長者の少年を1件（度数）、

また17人の少年の中央値である14.5歳を1件（度数）としてカウントし、3つのインデックスを割り当てた。（『四分律』「単提065・与年不滿戒」）

しかし、17人の少年の集団が20歳未満と分かるのみで、最年少者および最年長者の具体的な年齢が表記されていない場合、年齢の平均値も中央値も求められないので、考えられる最大の19歳を1件（度数）としてカウントした。（*Vinaya Pācittiya 065*、『五分律』「墮061」）

[3-6] 「～歳未満」と表現された資料、例えば、「十二歳未満」については、11歳の資料として扱った。「～余歳」と表現された年齢記事は計算上、資料から除外した。また「7歳になるまでに～した。そして7歳の時に……」と表現された～の年齢は、「資料集」では7歳で処理してあったが、本稿では6歳の資料として取り直した。

[3-7] 以上のように数としては直接には記事にない推測年齢については、その年齢表現をインデックスの年齢の横の（）内に示すか、あるいは注記した。

[4] ライフステージについて

[4-1] 「資料集」作成の段階においては、「*Jātaka-aṭṭhakathā* 篇」の凡例（本モノグラフ1号 p.151）に記しているように、『ジャータカ』においてはしばしば「16歳の時に、タッカシラーへ遊学に出て、3ヴェーダとあらゆる学芸を修め、帰国して結婚し、父王の死後は王位についた」といったような長い文章がみられる。この文章における『16歳』は『タッカシラーへ行った』時の年齢か、『王位についた』時の年齢か、あるいは全体にかかるのかが明らかではないので、文章の最初の事項を表す年齢と解釈しておいた。すなわち、『16歳』は『タッカシラーへ遊学に出』た年齢と解したわけである。したがって、この文章の場合、「結婚」「即位」という項目については第2表（項目別記事一覧）には掲げていなかったが、本稿では、この16歳の年齢を起点とするライフステージと、その後を選択するライフステージが判明している場合には、各インデックスと出典・記事との間に、例えば上記のような記事の場合、以下のような順序を付しておいた。

すなわち、

①16歳《遊学》⇒②《学業の修了》⇒③《結婚》⇒④（父王の死後）《即位》

というようにである。

これは年齢の判明しないあるライフステージが少なくとも16歳以降のことであり、そこに遊学年数などの年限を加味する必要のある場合など、後に検討する場合の参考とするためである。

なお上に記した後出のライフステージ項目であるとの理由で、「項目別記事一覧」に掲げなかったライフステージ項目であっても、「16歳の時……1日のうちにタッカシラーへ行って《遊学》、一夜でこれらを習い、翌日には帰ってきた《学業の修了》」という場合のように、明らかに16歳の年齢の範囲を出ないと思われるものについては、後出の《学業の修了》も平均および最頻値を出すために改めて16歳の「学業の修了」年齢資料として取り直した。

[4-2] これまで「項目別記事一覧」には原則として、対応するライフステージの年齢記事のみを掲げていたが、ライフステージの展開を知るために、できるかぎり一連の項目を挙げるように努めた。したがって、「就学年齢」の項目にも「学業の修了年齢」の項目にも対

応するものは、記事が重複して長くなるが、両方の項で扱っている。

その時には、

① 8歳《就学》⇒② 16歳《学業の修了》

というように示し、修飾数字の後に年齢があるものは、該当するおのおののライフステージの項でも取り扱っていることを示す。

ただし、釈尊の場合、仏伝として詳細に過ぎるからこれを除外した。本「モノグラフ」第3号に掲載した「仏伝諸経典および仏伝関係諸資料のエピソード要覧」をご参照願いたい。

[5] その他

[5-1] 釈尊の出家まえの呼称は「シッダッタ」とし、出家・成道後の「釈尊」の呼称と区別した。

[5-2] 属性はできるかぎり四姓およびアウトカーストの別を付すようにつとめた。ジャーティについては、多くそのままにした。

[5-3] 資料の紹介と統計的処理ないし考察は、「就学年齢」、「学業の修了年齢」、「遊学年齢」、「就業年齢」、「結婚年齢」、「立太子（副王）年齢」、「即位年齢」、「隠棲年齢」、「老耄年齢」、「死没」年齢のライフステージの順に項目をたてて行う。一項目中の資料紹介は年齢の若いものより順に掲げた。「隠棲年齢」などは一般的な印象とは大きく異なり、これは社会的・文化的背景を理解しなければならないが、細かなことは当該項目を参照願いたい。